

欧米におけるグリッドコードに関する調査委託  
入札仕様書

電力広域的運営推進機関

2020年12月

## 1. 件名

欧米におけるグリッドコードに関する調査委託

## 2. 目的

電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）では、再エネを大量導入したときの電力システムの信頼性や経済性を保持するために必要となる、系統に接続される電源が従うべきルール（グリッドコード）を検討している。再エネ導入拡大で先行する欧州共通のグリッドコードである Requirements for Generator（以下「RfG」という。）は調査済みであり、これをもとに第2回グリッドコード検討会において、2023年4月に要件化予定の項目、継続検討の項目を抽出した。

一方、米国の規程、RfG から欧州各国規程への展開状況等、更なる調査が必要である。

そのため、本機関では、第2回グリッドコード検討会で要件整理時の RfG 調査と同様に各国規程を調査し、今後のグリッドコード検討会での検討・議論に活用する。

## 3. 委託の前提条件

本機関が、総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会新エネルギー小委員会／電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会 系統ワーキンググループからタスクアウトされ実施しているグリッドコード検討会の内容を確認しておくこと。

- ・ 第1回グリッドコード検討会（2020年9月4日開催）
- ・ 第2回グリッドコード検討会（2020年10月23日開催）

## 4. 委託業務

### (1) 業務の内容

受託者は下記①～②の業務を行うこと（委託業務内容案を別途添付する）。なお、受託者は業務の実施に当たり、実施計画書を策定し、本機関と合意した後、業務を開始すること。

- ① 米国におけるグリッドコードの調査（日本の系統連系技術要件との比較を含む）
  - ・ FERC Order
  - ・ NERC Standards
  - ・ RTO/ISO 規程（PJM Manual、テキサス州 ERCOT、カリフォルニア州 CAISO 等）
  - ・ IEEE 規程
- ② 欧州各国（対象国は、英国、アイルランド、ドイツ、スペイン、イタリア、デンマークとする。）におけるグリッドコードの調査（日本の系統連系技術要件との比較、RfG から欧州各国におけるグリッドコードに相当する規程への展開状況の確認を含む）

受託者の主任者は進捗状況を把握し、予定と実績、課題と対応状況をまとめ、本機関に毎週報告すること。また、工程・品質・課題他の状況を把握し、問題が発生している場合は、都度、内容と改善提案について本機関に報告すること。

作業遅延及び外的な要因により予定の見直しが必要となった場合は、本機関に報告、調整を行うこと。

受託者は本業務実施に際して、日本における系統連系に関するルールを予め把握し、かつ日本と調査対象国の系統連系に関する差異を十分に認識した上で、調査・報告すること。

受託者は以下のタイミングで報告書を作成、事前配布し、本機関に提出するとともに、説明会を行うこと。

2021年2月26日（金）：中間報告書による説明会

2021年3月19日（金）：最終報告書による説明会

（説明会后、速やかに最終報告書を提出すること）

なお、業務実施期間中に本機関から指示があった場合は、速やかに指定された情報を提出することとする。

本機関に提出する情報（報告書含む）は、必ず情報ソースを明記し、バックデータも含めて提出すること。

## (2) 資料作成・提出

受託者は以下の資料を作成・提出すること。電子データ（Word, Excel, PowerPoint, PDF 等）での提出を基本とする。

- ・ 実施計画書：作業着手前に提出
- ・ 定期報告書：進捗状況を毎週報告
- ・ 中間報告書：中間報告説明会前に提出
- ・ 最終報告書：最終報告説明会前に提出、説明会后更新あれば最終版を提出

## (3) 業務場所等

受託者は、受託組織内において、業務を行うこととする。

## (4) 情報管理

本委託業務に関連して開示する機関の秘密情報の適正な情報管理を維持するため、以下の点に留意し、情報セキュリティを確保するものとする。

- ① 委託業務の実施に関して知り得た相手方の情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持し、これを相手方の書面による事前の承諾なく第三者に開示・漏洩してはならない。
- ② 委託業務遂行の目的以外で秘密情報を使用してはならない。
- ③ 委託業務の一部を他の者に再委託し、再委託先に秘密情報を開示することとなる場合は、あらかじめ書面をもって本機関に届け出た上で、再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

## (5) その他

その他実施に必要な事項については、適宜、本機関と調整を行うこと。

## 5. 業務体制及び資格要件

- ・ 本業務の目的及び業務場所等の状況を理解した上で、受託者にて最適な体制を構築するものとする。また、体制については別途報告すること。
- ・ 業務を実行するに当たり、専門性、期間と規模を考慮し、受託者は業務を行った経験がある担当者を選任することとし、その場合、以下の要件を満たすものとする。なお、主任者・担当者の業務経歴についても別途報告すること。

### (1) 主任者

主任者は全体のマネジメント業務を担当し、必要に応じ本機関との会議に参加すること。

- ・ 欧米の法規制に関する調査・分析業務経験があること。
- ・ 調査のために必要な語学力があること。

### (2) 担当者

担当者は本機関との会議に参加するとともに、必要な業務を行うこと。

- ・ 欧米の法規制に関する調査・分析業務経験があること。
- ・ 調査のために必要な語学力があること。

## 6. 業務実施上の注意事項

- ・ 作業遅延等の理由により適切な業務遂行が期待できないと本機関が判断し、体制等に係る改善要求があった場合は、これに従うこと。
- ・ 受託者は、やむを得ず要員を交替させる場合、事前に本機関に報告の上、当該要員と同等の資格及び経験等を保有する要員を配置すること。また、要員の交替に当たっては、ナレッジの引継ぎを必ず行うこと。

## 7. 業務期間

- ・ 2021年2月（契約締結後）～2021年3月31日までを前提とする。

以上